**平成２５年（フ）第８８９号**
横浜市旭区今宿東町631番地
債務者　瀬戸　　晃
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１２１号**
北海道旭川市西神楽１線５号67番地の56
債務者　岡崎　珠希
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１３５号**
北海道旭川市３条西３丁目２番22号　メゾンルウエスト103号
債務者　秦　　裕
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１４５号**
北海道旭川市７条通23丁目358番地の60
７・23ハイツ102号室
債務者　西山　秀子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第８９１号**
神奈川県藤沢市白旗３丁目３番Ａ―103号
債務者　篠塚　陽一
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２４７号**
岡山県倉敷市児島稗田町2793番地１
債務者　福田　弘文
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成２４年（フ）第２０９２号**
愛知県瀬戸市共栄通２丁目38番地
破産者　株式会社笹田歯科興業
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１８７号**
大阪府摂津市鳥飼下１―17―８、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区三宝町９丁393番地
破産者　株式会社ハマ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第８２２号**
神戸市中央区下山手通３丁目１番13号
破産者　株式会社ティー・ピー・アイ
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４２４号**
北海道旭川市末広東３条５丁目７番14号
破産者　坂本　哲昭
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１０１号**
愛媛県宇和島市坂下津甲407番地23
破産者　株式会社清水建材店
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１３号**
鹿児島県志布志市志布志町帖7042番地
破産者　株式会社イワミツ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第８号**
鹿児島県奄美市笠利町大字笠利1072番地７
破産者　當原　秀毅
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２４年（フ）第１９２１号**
札幌市中央区南17条西６丁目３番５号
破産者　福田　守道
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第８７号**
愛知県あま市上萱津薬師１番地
破産者　加藤　千明
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第９９８号**
名古屋市中村区松原町５丁目110番地の１、従前の住所愛知県あま市西今宿六反地五59番地１
破産者　伊藤　智弘
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２０９３号**
愛知県瀬戸市新道町１番地、開始決定時の住所愛知県瀬戸市共栄通２丁目38番地
破産者　笹田　俊和
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部